

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月9日（金）第3467号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱（※）

（環境林務課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第1011号

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。
平成30年11月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和54年鹿児島県告示第1532号の5）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「3,000立方メートルの事業者」を「3,000立方メートル以上の事業者、間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画する事業者」に、「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第2条第5項」を「第2条第3項」に、「登録認定機関の認定」を「登録認証機関の認証」に改め、「木材の年間取扱量がおおむね1,500立方メートル以上」の次に「又は木材の年間取扱量がおおむね1,000立方メートル以上で、かつ、間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上」を加え、「3,000立方メートル以上の事業者（間伐等を行う者については、木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上で、かつ、間伐材等の年間取扱量がおおむね1,500立方メートル以上の事業者であつて事業経営改善計画の計画期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれるものとして、）」を「3,000立方メートル以上の事業者（）」に改め、「及び同号ウの間伐等促進資金（中規模事業者への貸付に係るものに限る。）に限る。」を削り、同号イ中「同号ウ」を「同号イ」に改め、「原木確保協定促進資金」の次に「（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として知事の認定を受けた者（以下「知事認定者」という。）に限る。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 第4条第3号の林業経営改善資金（同号イの伐採・造林一貫作業推進資金（林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）への貸付に係るものを除く。）に限る。）

第2条第2項第2号ア中「同号イの素材転換促進資金及び同号ウの間伐等促進資金（）」を「同号アの素材生産等促進資金（選定経営体及び）」に改め、「間伐等を行う者については、木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上で、かつ、間伐材等の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上の事業者であつて、事業経営改善計画の計画期間内に間伐材等の年間取扱量が2割以上増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれるものとして、」を削り、「限る。）」の次に「及び同号イの新規需要創出資金に限る。」を加え、同号イ中「同号ウ」を「同号アの木材高度加工資金及び同号イ」に、「を除く。」を「（木安法第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として農林水産大臣の認定を受けた者（以下「大臣

認定者」という。）に限る。）に限る。」に改め、同号に次のように加える。

ウ 第4条第3号の林業経営改善資金（同号イの伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）

第3条第3項中「林業経営高度化推進資金」を「林業経営改善資金」に改める。

第4条第1号イを次のように改める。

イ 新規需要創出資金

木材の製造に係る事業体であつて、次に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品（非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものに限る。）の生産を行う者が、認定事業経営改善計画に基づき当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

(ア) 製材

(イ) 合板

(ウ) 集成材

(エ) 単板積層材

(オ) 防腐、防虫、耐火処理材

(カ) 直交集成板

(キ) 木質チップ、ペレット

(ク) その他林野庁長官が承認した製品

第4条第1号ウを削り、同条第2号アを次のように改める。

ア 木材高度加工資金

(ア) 木材の製造に係る事業体で次のいずれかに該当するものが構造改善計画の認定に係る構造改善計画（以下「認定構造改善計画」という。）に基づき木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

a 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの

(a) 集成材製造施設

(b) 人工乾燥施設

(c) 薬剤処理施設

(d) プレカット加工施設

(e) 廃木材破砕・再生処理施設

(f) 製材用省力化設備

(g) 合板用省力化設備

(h) 木製組立材料製造用省力化設備

(i) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備

b 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であつて、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの

c 日本農林規格の格付けを受けた木材製品、乾燥材等の高度加工を行うもの

(イ) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき(ア)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

第4条第2号中イを削り、ウをイとし、同条第3号を次のように改める。

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

(ア) 林業を営むものが林業経営改善計画の認定に係る林業経営改善計画（以下「認定林業経営改善計画」という。）に基づき行う造林に必要な短期又は長期の運転資金

(イ) 木材の生産若しくは流通の事業を営むもの若しくは林業を営むもので、効率的かつ安定的な林業経営を担い得るもの又は知事が中核組合として認定した森林組合が素材生産を請け負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金

イ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織す

る団体が認定林業経営改善計画に基づき行う素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金

第9条第2項を次のように改める。

2 指定金融機関は、四半期（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間をいう。）の各月ごとの木材産業等高度化推進資金の貸付状況を、当該四半期の終了の月の翌月10日までに知事に報告するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

種 類	資 金 内 容	貸 付 条 件			
		限 度 額	償 還 期 限	利 率	償 還 方 法
1 事業経営改善合理化資金	(1) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 (2) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 (3) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 (4) (1)から(3)までのいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費	1億円。ただし、森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、数人共同の事業体又は木材市場に係る事業体で、次のアからウまでに掲げる条件のいずれかに該当するものにあつては、林野庁長官が2億円を超えない範囲で承認した額 ア 素材の年平均生産量が10,000立方メートル以上 イ 素材の年平均引取量が15,000立方メートル以上 ウ 木材製品の年平均引取量が20,000立方メートル以上	短期資金 （長期資金以外の資金をいう。以下同じ。） 1年以内 長期資金（資金回収期間が1年を超える資金をいう。以下同じ。） 3年以内（うち据置期間1年以内）	短期資金 年1.6パーセント（中規模事業体にあつては年1.5パーセント、選定経営体及び大規模事業体にあつては年1.3パーセント） 長期資金 年1.3パーセント（中規模事業体にあつては年1.2パーセント、選定経営体及び大規模事業体にあつては年1.0パーセント）	短期資金 分割又は一括償還 長期資金 原則として毎月均等割賦償還

	(2) 新規需要創出資金	<p>を除く。)</p> <p>(1) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>(2) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>(3) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</p>	1 億円	同上	短期資金 年 1.3パーセント 長期資金 年 1.0パーセント	同上
2 構造改善合理化資金	(1) 木材高度加工資金	<p>(1) 作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（日本農林規格の格付けを受けた無垢材（以下「JAS無垢材」という。）に係るものに限る。)</p> <p>(2) (1)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な資金であつて、次に掲げるもの ア 素材生産を行うのに必要な資金で</p>	1 億円。ただし、JAS無垢材の製造を行う者にあつては、林野庁長官が2億円を超えない範囲で承認した額	同上	同上	同上

		<p>あつて、立木購入代金（前渡金，予約金等を含む。），素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費</p> <p>イ 素材又は木材製品の引取り及び素材又は木材製品の加工を行うのに必要な資金であつて、素材又は木材製品の購入代金（前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。），素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃，電力費，燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p>					
	(2) 原木確保協定促進資金	<p>立木又は素材の購入代金（前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。），立木又は素材の引取りに必要な輸送費及び素材等を加工するのに必要な作業労賃，電力費，燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金（販売・管理費を除く。）</p>	<p>3億円。ただし、協定に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあつても、借受者の償還が適切に行われると認められる場合にあつては、林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した額</p>	同上	<p>短期資金 知事認定者にあつては年1.5パーセント、大臣認定者にあつては年1.3パーセント 長期資金 知事認定者にあつては年1.2パーセント、大臣認定者にあつては年1.0パーセント</p>	同上	
3	林業経営改善資金	(1) 林業経営高度化	<p>(1) 作業労賃，苗木代，燃料費，機械・施設の使用料，作業委託費等</p>	<p>5,000万円。ただし、造林の年間施業面積が500ヘクタール以上のものにあつては、林野</p>	同上	<p>短期資金 年1.6パーセント 長期資金</p>	同上

金	推進資金	(2) 素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃	庁長官が1億5,000万円を超えない範囲で承認した額		年1.3パーセント	
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金	(1) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） (2) 造林を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費	1億円。ただし、素材の年平均生産量が10,000立方メートル以上のものにあつては、林野庁長官が2億円を超えない範囲で承認した額	同上	短期資金 年1.6パーセント（選定経営体にあつては、年1.3パーセント） 長期資金 年1.2パーセント（選定経営体にあつては、年1.0パーセント）	同上

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。